

令和4年4月25日
日本パラスポーツ協会

修正のポイント

1. 委託金の上限額について①

従来の要項・手引きでは、都道府県・市町村の場合は、1自治体の上限額を1,000万円とし、3自治体以上から申請があっても上限額が3,000万円でしたので、都道府県にて調整をいただくことになっていました。この3,000万円の上限額を無くし、都道府県での調整が必要なくなりました。

また、1自治体の上限額を1,000万円から1,500万円としました。

2. 委託金の上限額について②

上記同様、都道府県および政令指定都市においては、障がい者スポーツ協会との上限額の調整をいただくことになっていましたが、その調整が必要なくなりました。

3. 委託金の上限額について③

上記の自治体同様、障がい者スポーツ協会、障がい者スポーツ競技団体においても、上限額を1,000万円から1,500万円としました。

4. 都道府県・市町村の申請方法について

都道府県及び域内の市町村が申請する場合、各書類は都道府県が域内の市町村分もまとめて提出いただきますが、申請書・事業計画書(様式2)、予算明細(様式3-2)、見積書等は、申請する自治体毎に作成してください。

自治体毎に申請書等を作成した場合、委託契約は当協会と自治体毎に締結します。

5. 都道府県が市町村分の用具を一括購入する場合について

都道府県が域内の市町村分を購入して市町村に無償貸与する方法で事業を実施する場合等、都道府県が域内で必要な用具等を一括購入する場合は、申請書等は都道府県で一つとし、申請金額は各自治体分を合算してください。また、各自治体の必要な用具等と申請金額がわかる書面も提出してください。この場合、都道府県のみを申請者とみなし、都道府県とのみ委託契約を締結します。

6. 申請期限について

障がい者スポーツ競技団体は6月3日(金)、都道府県・市町村、政令指定都市、障がい者スポーツ協会は6月17日(金)としました。

また、委託決定については、7月から8月の間で、随時申請団体へ通知することとしました。